

# 熊本市公報 (臨時)

## 第 1433 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 臨時発行

### 目 次

### 公 告

熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可公告 ( 公告第 237 号 ) .....	20
熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧公告 ( 公告第 238 号 ) .....	20

公 告
-----

公告第 237 号

令和元年 8 月 22 日

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 9 において準用する同法第 50 条の 7 の規定により熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の変更を認可したので、同法 50 条の 8 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

## 記

- 1 再開発会社の名称  
熊本桜町再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称  
熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間  
平成 27 年 5 月 1 日～平成 32 年 3 月
- 4 施行地区  
熊本県熊本市中心区桜町 3 番 13、14 及び道路等である公有地の一部
- 5 事務所の所在地  
熊本県熊本市中心区花畑町 4 番 3 号
- 6 施行認可の年月日  
平成 27 年 5 月 1 日
- 7 変更後の事業施行期間  
平成 27 年（2015 年）5 月 1 日～令和 3 年（2021 年）3 月
- 8 事業計画の変更の認可の年月日  
令和元年（2019 年）8 月 16 日

公告第 238 号

令和元年 8 月 22 日

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 9 において準用する第 50 条の 8 第 3 項の規定により、熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発事業にかかる施行地区及び設計の概要を表示する図書を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 縦覧場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市都市建設局都市政策部都市整備景観課 ( 本庁舎 1 1 階 )

2 縦覧期間

令和元年 ( 2 0 1 9 年 ) 8 月 2 2 日から都市再開発法第 1 0 0 条又は第 1 2 5 条の 2 第 5 項の公告の日まで

3 縦覧の時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)